

東北地方太平洋沖地震に伴う救援活動等に従事する 航空機に関する航空法上の手続きの弾力的な運用について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴い、救援活動や人員・物資輸送等のために多くの航空機を使用する必要があることに鑑み、これらの航空機・航空機乗組員に係る耐空証明・航空身体検査証明について、当面の間、航空法上の手続きに関して弾力的な運用を実施することとし、この旨関係機関及び関係団体に通知しました。

1. 航空機の耐空証明

○対象航空機

東北地方太平洋沖地震に伴う救援活動、物資輸送、人員輸送、パトロール、報道等の目的で使用される航空機（注：自衛隊の航空機は耐空証明が不要）

○耐空証明に関する措置内容

対象航空機のうち、耐空証明の有効期間(1年)が満了する航空機であって、救援活動を継続的に行う必要等により耐空証明の更新が困難である場合には、航空法第11条第1項但し書きによる許可を受けることで、耐空証明有効期間満了後も、航空の用に供してもよいこととします。

2. 航空機乗組員の航空身体検査証明

○対象者

東北地方太平洋沖地震に伴う救援活動、物資輸送、人員輸送、パトロール、報道等の目的で使用される航空機に乗り組んで運航を行う者（注：自衛隊機の運航を行う者は航空身体検査証明が不要）

○航空身体検査証明に関する措置内容

対象者のうち、救援活動を継続的に行う必要等により航空身体検査証明の更新が困難である者については、航空法第28条第3項の許可を受けることで、航空身体検査証明有効期間満了後も、航空機に乗り組んで運航を行ってもよいこととします。

【問合わせ先】

国土交通省航空局技術部(代表:03-5253-8111)

1. について : 航空機安全課 千葉(ちば)(内線:50202、直通:03-5253-8735)

2. について : 乗員課 島津(しまづ)(内線:50341、直通:03-5253-8737)